

# 指示的・記述的規範が同調行動に及ぼす効果

甲原定房

## The effects of injunctive, descriptive norm on conformity behavior.

Sadafusa KOUHARA

### Abstract

This study was conducted to examine the effects of injunctive, descriptive norms on conformity behavior. Subjects were 90 male and female university students. They were exposed to a majority that held unanimous wrong responses with a Crutchfield type apparatus. The findings are as follows:(1) The descriptive norm of the majority present increases subjects' conformity behaviors. (2) The injunctive norm of the superior group does not decrease subjects' conformity behaviors.

### 問題

#### 「多数者影響と規範」

Asch (1951) の研究以来、集団の多数者が形成する規範は、たとえその唱導する内容が明白に誤ったものであっても個人に対して強力な影響力を發揮することが知られている。この多数者影響現象に関して Deutsch & Gerard(1955)は、規範が持つ2つの機能が影響力の源泉となっているとする。

すなわち、第一に規範は多数者が形成しているがゆえに妥当性のあるものと認知され、特に正しい反応が不明瞭な場面においては「正しさの代用品」としての機能を果たす。このため個人は規範に影響される。これは「情報的影響」と呼ばれる規範の影響力である。Sherif(1935)の自動光点移動現象を用いた実験は、光点の移動距離に関する判断者の判断値が次第に収束し規範が形成されることを示したものであるが、このような「正解が曖昧な場面」(厳密に言えば、光点は物理的には移動してはいないので、「正解はない」か「動いていない」という回答が正解である)において一旦規範が形成されると、この規範は正しいものとして集団のメンバーに受容されていく。

一方、多数者が形成した規範、厳密に言えば標準的な反応は、その集団における適切な反応、あるいはメンバーによって相互に期待される反応としての機能を持つ。したがって、個人は自分の行動が規範に沿ったものとなるよう他者から期待されていると感じ、規範以外の行動を選択することが困難になる。なぜなら、規範と大きく異なる反応が集団の中に存

在してしまうと、集団メンバーは標準的な対応以外の対応を別に適用する必要があり、コストがかかる上、集団特有の目標達成をこのように規範から離れた行動(逸脱行動)が妨害する可能性があることを相互に了解しているからである。Schachter (1951)の実験結果つまり、逸脱した意見を主張し続けるメンバーに対して、他のメンバーは、初期には規範方向への圧力を加え、最終的にはメンバーとしての成員性を認めなくなるようになるといった知見からも、このような規範の影響力が存在することがわかる。

したがって、個人的には規範が誤りであると認識していたとしても、集団メンバーからの否定的評価を回避するためには規範に合わせる以外にはなくなるのである。このような影響は「規範的影響」と呼ばれるものである。

このように集団の多数者が形成する規範の影響力には2つの源泉がある。しかし、両者には影響の結果において明確な差異が存在すると考えられる。

情報的影響による個人の変化が私的な側面に及ぶのに対して、規範的影響による変化は行動の公的な側面にとどまることが多いと考えられる。つまり、前者は私的受容(private acceptance)をもたらし、後者は公的追従(public compliance)をもたらすことになる。

#### 「規範の種類」

上述の Asch (1951) の同調実験で被験者が遭遇した場面とは、個人の私的意見と多数者が形成する規範の間に乖離、不一致が存在している場面である

と位置づけられる。では、この個人の私的意見とは個人にのみ由来するものであるのかと言えば、そのようなことはない。

個人が持つ意見、態度は個人がそれまでの経験によって、学習、形成したものである。この意見や態度は個人が全くのオリジナルに形成したものというよりも他者の意見を参照することや、社会的な規範への準拠、この準拠がもたらす賞罰によって形成されたものである。つまり、個人の意見の根底にはその個人が所属する社会の規範が存在することになる。

したがって、Asch (1951) の実験場面は、その場面に存在する集団が形成している規範と、より一般的な社会の規範（この場面に存在しない人々の規範）の間に、矛盾、葛藤、不一致が生じている場面であるととらえなおすことが出来る。

### 「記述的規範と指示的規範」

Cialdini, Kallgren & Reno (1991) は、性質の異なる規範の存在について言及している。例えば、自分が観察可能な人々の多数がまさに採用している行動はその場面での適切な行動についてわれわれに教えてくれる。つまり、多くの人が何をやっているのかの知覚にもとづく規範である。彼らはこのような規範を記述的規範 (descriptive norm) と呼んでいる。例えば「家庭からでた大型家電ゴミを多くの人が山の中に捨てている」「多くの車は、周りの車の速度と調和して走っている」といったものがこれに該当する。

一方、多くの人が考える「何をなすべきか」「何をなすべきではないか」の知覚にもとづく規範を指示的規範 (injunctive norm) と呼んでいる。例えば、「不法投棄はいけないことである」「制限速度を守るべきである」という規範がこれにあたる。

### 「規範の矛盾と規範の焦点化仮説」

Cialdini et al. (1991) は、上述の2種類の規範の内容は必ずしも一致、調和するものではなく、日常生活において矛盾することがあると述べている。規範は先述したように私たちの行動に強い影響力を発揮する性質を持っているが、2種類の規範が矛盾した場合、私たちの行動はどのように規定されるのであろうか。

Cialdini et al. (1991) は規範の焦点化仮説を提唱し、その場面において、個人の注意が焦点づけられた規範に私たちの行動は影響されるとし、実験的にこの仮説を支持する結果を得ている。

Asch (1951) の実験を Cialdini et al. (1991) の視点から捉えなおすと、多数者が形成している規範は記述的規範であり、個人が私的に保持する意見はより広い社会的な知識を基盤としているため、指

示的規範の反映となる。つまり、明白に誤った規範を前に同調・非同調の意思決定を迫られている個人は、記述的規範と指示的規範の何れを採用すべきか葛藤している状況にあるととらえることが出来る。

中原 (1990) は、Asch (1951) に準拠した状況つまり、明白に誤った集団規範を持つ多数者を前にした被験者が、より上位の集団の利益を想定した場合に、誤った多数者規範への同調を減少させることを見いだしている。この結果は、眼前の集団規範ではなく別の集団規範に注意を向けさせることで、後者の規範に準拠し、眼前の規範からの影響から逃れ、非同調行動をとったということも出来、Cialdini ら (1991) の仮説に沿う結果といえるだろう。

### 「本研究の仮説」

本研究では、誤った規範を形成する多数者に遭遇するという状況の下で、眼前の多数者規範への注意喚起あるいは、より上位の集団規範への注意喚起が同調行動の発生に及ぼす効果について実験的に検討することを目的とする。

本研究では、Asch (1951) の実験に典型的な明らかに誤った規範を形成する多数者に遭遇するという場面を設定し、被験者の行動を観察する。ここで以下の仮説を設定する。

#### 仮説 1

眼前の多数者が形成する規範（記述的規範）に焦点化させた場合には多数者への同調行動は多くなるだろう。

#### 仮説 2

より上位の集団規範（指示的規範）への注意を喚起した場合には眼前の多数者への同調行動は減少するだろう。

### 方法

#### 「被験者」

被験者は男女大学生90名であり、基礎教養課程の心理学講義の受講者であった。なお、実験の実施期間終了時まで集団に関係する内容の講義はなされていない。最終的に分析の対象となったのは、プリテスト、集団実験、ポストテストすべてに参加し、その途中で実験の真の目的に気付いたと報告した被験者を除いた被験者71名であった。

#### 「装置」

集団セッションにおいて使用された実験装置は Crutchfield (1955) の考案した実験装置をコンピュータによって構成したものである。

#### 「課題」

プリテスト、集団実験、ポストテストで被験者に判断させる課題は全部で6問の架空の陪審課題であっ

た。被験者は6問の課題それぞれについて、有罪・無罪（2件法）の判断を行う。

内容は大きく分けて2種類のものを準備した。第一のものは正当防衛に関するもの3問であり、「日本刀を振り回す男を金属バットで殴り殺した事件」「因縁をつけられ逆に相手を殺してしまった男性」「銀行強盗および立てこもり犯人を突入して射殺した警官」について判断を求めるものであった。

第二のものは正当防衛以外の3問であり、「化学工場爆発事故」（過失）、「暴力団員との乱闘中に、第三者を殺してしまった店主」（過失）、「息子を殺した老女」（心中未遂）に関するものであった。

#### 「手続き」

5人1組で実験室に集合させ実験に導入した。下記のデータ収集に入る前に被験者お互いに自己紹介をさせた上で、陪審制度についての簡単な説明を行った。

#### 「プリテスト」

上述の陪審制度の説明の後に、つい立てで1台ずつ仕切られたコンピュータの前に1人ずつ着席させプリテストを行った。陪審課題6問を冊子にした質問紙を配布し、各自で黙読させ、それぞれの課題に対して有罪か無罪か各自の意見を回答欄に記入させた。この際、どうあるべきかではなく、今の率直な意見を回答するように教示した。結果の分析ではこの回答を各被験者の各課題に対する初期意見として用いた。

プリテストの後、仕切られた席から出てもらい、再び集合させ、再度、陪審制度のメリット・デメリット、陪審を電子会議によって行うことの意味、本セッションが電子会議による陪審に関する重要な基礎データをとるために行われていると教示した。

これらに引き続き、コンピュータの使い方（入力方法）についても説明した。その後、再びコンピュータの前に1人ずつ着席させるという手続きをとった。

#### 「集団セッション」

引き続き、5人1組の集団実験を行った。集団セッションでは上述の仕切で仕切られた席に単独で着席させた。集団セッションの間は相互に非対面状況におかれることとなる。

#### 〈回答順序の操作〉

5人の被験者は、それぞれが無作為に「1番さん」から「5番さん」までのどれかになってもらい、課題に対して1人ずつ、上記の順番で回答するようにと教示されていた。

しかし、実際には5人の被験者全員に「あなたは5番さんです」と書いたカードを個別に提示した。つまり、被験者5人とも、自分以外の4人それぞれ

が「1番さん」から「4番さん」までのいずれかに割り当てられており、自分こそが「5番さん」であると思い込むことになる。

#### 〈虚偽情報の操作〉

コンピュータ画面上に表示された「1番さん」から「4番さん」の「反応」は、実験者によってあらかじめ設定された虚偽情報であった。6問の課題のうち、「正当防衛」以外の内容である問題1・問題3・問題5では多数者（1番さん～4番さん）の回答として過去の調査から得られた最頻値にもとづき決定した反応（有罪）を4人が一致して回答していると表示した。

一方、「正当防衛」に関する内容の問題2・問題4・問題6では多数者（1番さん～4番さん）が過去の調査から得られた最頻値（無罪）と反対の意見（有罪）を一致して回答しているとコンピュータ画面上に表示した。

#### 〈規範の焦点化の操作〉

集団セッション開始前に以下の操作を行った。

##### ①ベースライン条件

電子会議終了後、一人ずつ実験室から退出することになっていると教示した。この条件を分析の際の基準条件として用いる。

##### ②指示的規範条件

電子会議終了後、別の部屋で、この5人のメンバーで直接対面して、今回の陪審課題についての話し合いをしてもらい、5人の全員一致でグループの判決を出してもらおうと予告した。

ここで、電子会議中には、参考資料として配布する冊子を参考にして回答するよう教示した。この冊子には実験課題とよく似た陪審ケースに対して、被験者が所属する大学の学生が過去において有罪・無罪、どちらの判断を下したかの割合がグラフとして示されていた。具体的には問題1、3、5では有罪を、「正当防衛」に関する問題2、4、6では無罪を主張した学生が多かったことを示した図が掲載されていた。これは実験集団よりも上位にある大きな集団の規範に目を向けさせるための操作である。

##### ③記述的規範条件

指示的規範条件同様に、電子会議終了後、別の部屋で、この5人のメンバーで直接対面して、今回の陪審課題についての話し合いを行い、5人の全員一致でグループの判決を出してもらおうと予告した。その上で、電子会議中には、コンピュータ画面上の互いの意見を参考にしながら判断するように促した。

以上、3つの実験条件ともに電子会議開始後は、

コンピュータ画面上に、各陪審課題の本文、回答方法を提示した。コンピュータは1番～5番の順で回答を促す表示が出るようプログラミングされていた。コンピュータの画面では他のメンバーの回答も表示され、互いの回答が見ることができると教示されていたが、先述の通り、この「他者の反応」は実験者が操作した虚偽情報である。

#### 〈回答方法〉

回答にはコンピュータ端末のテンキーを用いた。無罪と思うなら0を、有罪と思うなら9を押すよう教示した。この反応が主要な従属変数である。なお、本実験の装置によって、被験者に回答を促す表示が出てから、被験者がテンキーを押すまでの回答時間が記録された。

#### 〈ポストテスト：再回答〉

集団セッション終了後、非対面の個人状況で、集団セッションで使用した課題について、有罪か無罪かを回答させた。自分自身の意見に最も近い意見を記入するように教示した。

#### 〈ポストテスト：電子会議に関するアンケート〉

質問紙を配布し、5段階尺度で回答を求めた。ベースライン条件と記述的規範条件はアンケート9問に、指示的規範条件は10問に回答を求めた。

#### 〈目的の開示〉

ポストテスト終了直後に、実験の真の目的、及び情報の操作が存在したことを説明し、了承を求めた上で解散した。

### 結果

#### 【操作チェック】

集団セッション後に行われた質問項目への回答を分析し、実験操作が成功していたか否かについて検討する。

#### 「指示的規範と自己意見の一致について」

質問項目「ここにいる5人以外の方が、この問題に回答したら、あなたとどのくらい一致すると思いますか」への回答について実験条件の3水準で一要因の分散分析（以下の分散分析も同様）を行ったところ、有意な結果が得られた ( $F=4.33$ ,  $df=2/68$ ,  $p<.05$ )。引き続き、下位検定を行った。なお、本研究では特に断らない限り以下、危険率5%以下のHSDを分散分析後の下位検定として使用した。下位検定の結果、指示的規範条件の平均値 ( $M=3.57$ ) は、記述的規範条件 ( $M=3.08$ )、ベースライン条件 ( $M=3.13$ ) の平均値に比較して高く、集団セッショ

ンの参加メンバー以外の他者、つまり指示的規範との一致を高く評定していた。ベースライン条件と記述的規範条件間で平均値の有意な差はなかった。この結果は、指示的規範条件の操作が成功していたことを示すものと言えよう。

#### 「意見準拠について」

質問項目「一緒に回答した4人のメンバーの回答（有罪・無罪）を、どれくらい参考にしましたか」について分散分析を行ったところ主効果の傾向 ( $F=2.705$ ,  $df=2/68$ ,  $p<.10$ ) が見られた。下位検定の結果、記述的規範条件の平均値 ( $M=3.22$ ) は、指示的規範条件 ( $M=2.39$ )、ベースライン条件 ( $M=2.67$ ) の平均値に比較して高く、集団メンバーの回答を参考にしていた。これは記述的規範条件の実験操作が成功していたことを示すものである。

以上の2つの質問項目の分析結果から、本研究の実験操作は成功していたと言えよう。

#### 【同調回数】

問題2、4、6における同調回数について、上述と同様の一要因分散分析を行ったところ有意な結果が得られた。 ( $F=8.730$ ,  $df=2/68$ ,  $p<.001$ ) 下位検定の結果、記述的規範条件の平均値は、ベースライン条件及び、指示的規範条件の平均値に比べて高かった。ベースライン条件と指示的規範条件間で平均値の有意な差異はなかった。Figure 1参照。

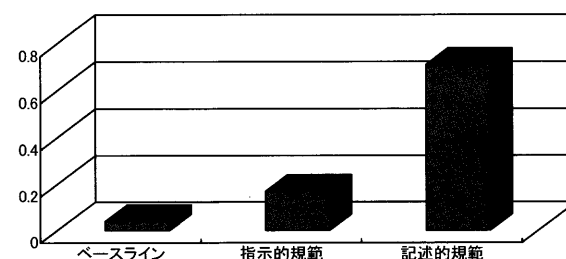


Figure 1 同調回数

#### 【同調人数を用いた分析】

各条件間で同調した人数の差異があるか否かについて検討する。したがって、プリテストの段階で有罪の判断をしていた被験者はこの分析から除いている。

#### (1) プリテストと集団セッションの比較

集団セッションで有罪に転じた被験者と集団セッションにおいても被告を無罪と判断した被験者とは分類し、各課題で条件ごとにクロス集計表を作成し  $\chi^2$  検定を行った。

問題2の「日本刀」では有意な結果が得られた ( $\chi^2=13.83$ ,  $df=2$ ,  $p<.001$ )。記述的規範条件では他の2つの条件に比較して同調した被験者（プリ

テストで無罪・集団セッションで有罪)が多いことが読み取れる。Figure 2参照。

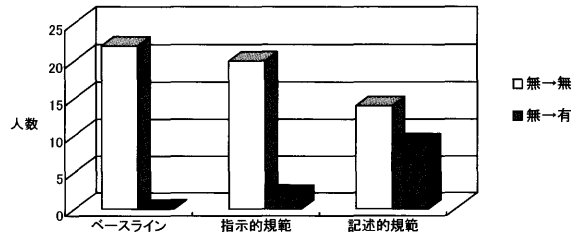


Figure 2 意見の変化  
問題2:「日本刀」プリテストと集団セッションの比較

問題4の「因縁」では、条件間に差異のある傾向にあった ( $\chi^2=4.90, df=2, p<.10$ )。記述的規範条件で他の2つの条件に比較して同調した被験者が多かったという傾向が読み取れる。Figure 3参照

問題6の「銀行強盗」では、有意な結果を得ていない ( $\chi^2=2.60, df=2, ns$ )。

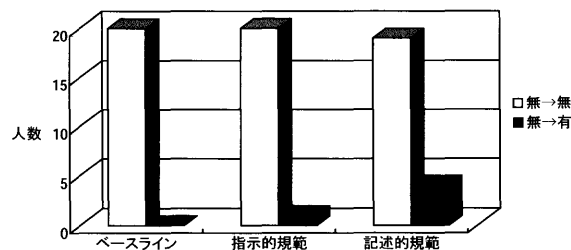


Figure 3 意見の変化  
問題4:「因縁」プリテストと集団セッションの比較

### (2) 同調経験者の条件間比較

被験者を、同調回数(0回~3回)によって分類し、条件ごとにクロス集計を行い  $3 \times 4$  の  $\chi^2$  検定を行ったところ、有意な結果が得られた ( $\chi^2=16.04, df=6, p<.05$ )。

記述的規範条件では、被験者の半数近くが少なくとも一回以上は同調したことがわかる。Figure 4参照。

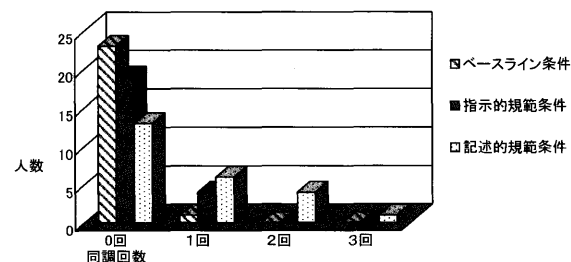


Figure 4 同調回数による分類

### (3) プリテストとポストテストの比較

プリテストから集団セッションを経てポストテストにかけて、多数者方向へ意見が変化した被験者数

に、実験条件ごとに差異があるか検証するために、プリテストにおける有罪・無罪、ポストテストにおける有罪・無罪の判断を各問題で条件ごとにクロス集計表を作成し  $\chi^2$  検定を行った。問題2の「日本刀」 ( $\chi^2=2.07, df=2, ns$ )、問題4の「因縁」 ( $\chi^2=3.22, df=2, ns$ )、問題6の「銀行強盗」 ( $\chi^2=2.29, df=2, ns$ ) の何れの課題においても統計的に有意な差異はなかった。

プリテストで無罪と判断し、ポストテストでは有罪と判断した被験者数は問題2の「日本刀」では、67名中14名、問題4の「因縁」では64名中4名、問題6の「銀行強盗」では60名中9名であった。

### 【質問項目の分析】

集団セッション終了後にポストテストの一部として実施した質問項目への回答について、項目ごとに実験条件を要因とする一要因(3水準)の分散分析を行った。

### 「被影響の知覚について」

質問項目「自分以外のメンバーの意見にどれくらいひっぱられましたか」への回答について分散分析を行ったところ、有意な結果が得られた ( $F=5.10, df=2/68, p<.01$ )。

引き続き、下位検定を行った結果、記述的規範条件の平均値は、他の2つの条件の平均値に比べて高く、影響を受けたと知覚していることがわかる。一方で指示的規範条件とベースライン条件の間では、平均値の有意な差はなかった。Figure 5参照。

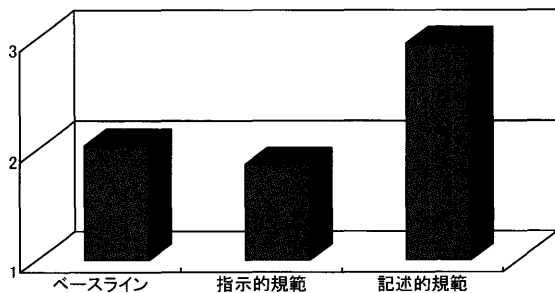


Figure 5 被影響の近く  
\*数値が大きいほど影響されたと回答

### 【他の質問項目】

「自分の意見は、まわりの人とどれくらい一致していましたか」(自他の意見の一致についての知覚)、「もし、ここにいる5人で別の作業をしたら、どれくらい作業をしたいですか」(集団への魅力)、「この5人で今日の有罪・無罪の判断についてどれくらい意見交換してみたいですか」(将来の相互作用への希求)、「ここにいる5人以外のメンバーで、別の作業してみたいですか」(4人以外の他者との

将来の相互作用への希求)、「今日、一緒に回答した4人のメンバーは、こういった問題に回答する知識や能力が備わっていると思いますか」(集団メンバーの能力評価)についての分散分析では統計的に有意な結果は見いだせなかった。

**【回答時間に関する分析】**

集団実験の際、被験者が回答を入力するまでの時間(圧力試行時)についての分析を行ったところ、被験者が最初に遭遇する圧力試行である問題2「日本刀」の回答時間においてのみ有意な結果が得られた。 $(F=3.14, df=2/68, p=.05)$  引き続き、下位検定をおこなった。尚、この分析の下位検定についてのみ、危険率5%のLSDを採用した。記述的規範条件の被験者はベースライン条件の被験者よりも平均回答時間が長いことが示された。また、指示的規範条件の被験者もベースライン条件の被験者よりも平均回答時間が長いという傾向が見られた。Figure 6参照。

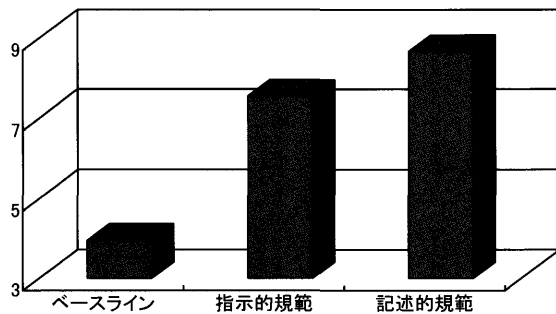


Figure 6 平均回答時間  
問題2「日本刀」

他の2つの圧力試行である問題4「因縁」 $(F=0.10, df=2/68, ns)$ 、問題6「銀行強盗」 $(F=0.15, df=2/68, ns)$  においては、有意な結果はなかった。

**考察**

**【同調行動について】**

同調回数の平均値の分析、同調回数による被験者の分類に基づく分析および、プリテストで無罪と回答していた被験者の集団セッションでの回答の変化といった視点から結果を検討した場合、記述的規範条件において、ベースライン条件、指示的規範条件よりも多くの同調行動が発生していることがわかる。この結果は仮説1を支持するものである。一方で、指示的規範条件とベースライン条件の間には明確な差異はなく、この結果は仮説2を支持していない。

記述的規範条件では、他のメンバーの意見も参考にしながら判断するようにとの教示とともに将来の相互作用の存在が記述的規範への焦点化を促したため、他の2条件より強く集団内の規範に注意が向き、

多数者の意見(記述的規範)と元々の意見(指示的規範)が同時に存在する状況下で、集団規範に注意が向き、記述的規範に焦点化され眼前の多数者反応への同調行動がより多く起こったと考えられる。

この解釈は集団セッション後の質問紙の結果からも支持されるだろう。「被影響の知覚」(自分以外のメンバーの意見にどれくらいひっぱられたか)や、操作チェックの意味もある「意見準拠」に関する項目(一緒に回答した4人のメンバーの回答をどれくらい参考にしましたか)の分析結果は、記述的規範条件の被験者が他の2条件の被験者に比べて、よりひっぱられた、より回答を参考にしていたことを示している。眼前に存在する4人が一致して形成している集団規範への注目による同調行動が記述的規範条件で発生していたと言えよう。

一方で本研究は、指示的規範条件とベースライン条件間で同調回数の平均値に有意な差はなく、他の分析においても同調行動がベースライン条件を下回っているとは言えなかった。これらの結果は仮説2を支持しない。

この結果は、ベースライン条件・指示的規範条件の同調回数そのものが低く、差異が出にくかったからではないかと考えられる。

加えて、ベースライン条件においては、メンバー間に将来の相互作用があると予告する操作を行わなかったため、同調行動回数が減ってしまった可能性もある。もし、ベースライン条件にも将来の相互作用の操作を行っていたら、この条件の同調回数がより高くなり、指示的規範条件との差異が出た可能性がある。この点については今後改善の余地があると考えられる。

**【質問項目の分析について】**

実験要因によって統計的に有意な効果が見られた質問項目について検討する。

本研究の質問項目で集団の他のメンバーの能力や魅力に関する評定項目では3つの実験条件間に統計的な差異を見いだしてはいない。Kouhara(1993)は、多数者影響実験において、多数者への同調・非同調行動が多数者への知覚を変化させることを見いだしている。この知見と本研究の結果は一貫してはいない。したがって規範への焦点化によって引き起こされる多数者への同調・非同調行動において、多数者への評価過程はKouhara(1993)とは異なる可能性がある。Kouhara(1993)は、同調・非同調行動を認知的不協和の契機となる行動ととらえており、同調・非同調行動に後続して何らかの認知的変化が発生するとしている。規範への焦点化は、この認知的変化過程を発現させない効果を持つかもしれない。しかし、焦点化の操作がなかったベースライン条件

を含めた分析で差異が見いだされていない点についても注意が必要である。本研究では、これらの点に関して特にデータを収集しておらず、今後の検討課題とせざるを得ない。

次に検討すべき点は回答時間に関するものである。同調行動の最初の機会である問題2において、焦点化操作のある記述的規範条件、指示的規範条件の被験者はベースライン条件に比較して反応に多くの時間を要していた。このことは、規範への焦点化によって、同調・非同調行動の選択が、自動的に行われるわけでも、容易に行われるわけでもないことを示していると言える。本研究では被験者の思考プロセスに関するデータを収集していないため、具体的な考察は不可能である。しかし、先述したように、多数者への評価に明らかな変化が見られないといった点と合わせて、考えれば、規範への焦点化の操作が何らかの未知の認知的プロセスを発動させている可能性もある。

本研究で多数者が誤った規範を形成している場面における規範の焦点化と同調・非同調行動の関係について検討してきた。しかし、実生活の中で様々な規範や価値観が相矛盾する場面において、私たちは何れかの規範を取捨選択したり、複数の規範の指し示すものの中で折り合いをつけて行動している。この過程の中で焦点化仮説は一定の役割を持っていると考えられるが、では実際の生活で規範を焦点化させているものは何であろうか。

Hogg & Turner(1987)は、規範への同調という視点をとってはいないものの、自分と同一の社会的なカテゴリーを持つ他者からの影響力は自分とは異なる社会的カテゴリーを持つ他者からの影響よりも大きいと主張している。あくまでも仮定の議論となるものの、複数ある規範のどれに注目するのかといった際に、この社会的カテゴリーが何らかの役割を果たす可能性があるだろう。

本研究では、記述的規範に焦点化させると記述的規範への同調行動が発生した。従って規範の焦点化理論が同調行動においても妥当性を持つことが示された。

### 【引用文献】

Asch,S.E. 1951 Effects of Group Pressure upon the Modification and Distortion of Judgments. In H.Guetzkow (ed.) *Groups, Leadership and Men*. Carnegie Press.

Crutchfield, R.S. 1955 Conformity and character. *American Psychologist*, **10**, 191-198.

Cialdini, R. B., Kallgren,C.A. & Reno, R.R. 1991 A focus theory of norms in human behavior. *Advances in Experimental Social Psychology*, **24**, 201-234.

Deutsch,M. & Gerard,H.B. 1955 A Study of normative and informational social influences. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, **51**, 629-636.

Hogg ,M.A. & Turner, J.C. 1987 Social identity and conformity : A theory of referent information influence. In Doise, W. & Moscovici, S. (Eds.), *Current issues in European social psychology*, Vol.2, University Press, Cambridge. pp.139-182.

甲原定房 1990 集団の利益のための逸脱行動に関する実験的研究 実験社会心理学研究. **30**, 53-61.

Kouhara 1993 Changes following conformity, deviation and concession. *Japanese Journal of Experimental Social Psychology*, **32**, 205-213.

Schachter, S. 1951 Deviation, rejection, and communication. *Journal of Abnormal Psychology*, **46**, 190-207.

Sherif, M. 1935 A study of some social factors in perception. *Archives of Psychology*, No.187.

本研究実験の実施および分析作業に関して、山口県立大学生活科学部生活環境学科伊勢智子さんの協力を得ました。また数多くの被験者に実験に参加して頂きました。記して感謝します。